

利用権設定申出書の添付書類について

平素は、香南市の農業政策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、利用権設定の申出（新規・更新共）について、契約をする農地が下記に該当する方につきましては利用権設定申出書に加え、別途同意書等の添付が必要となりますので、ご案内申し上げます。下記に該当しない方につきましては、同意書等の添付は不要ですので、申し添えます。

記

『農業経営強化促進法 18 条第 3 項 4 号』の規定による土地権利者の同意について

対象者	添付が必要な書類
農地が共有名義 （2 名以上所有者がいる）の方	<契約期間が 20 年以下の場合> ● すべての持分の 2 分の 1 を超える共有者の署名と押印のある同意書 <契約期間が 20 年を超える場合> ● 共有者全員の署名と押印のある同意書
相続登記が未了の方	<契約期間が 20 年以下の場合> ● すべての持分の 2 分の 1 を超える相続権者の署名と押印のある同意書 <契約期間が 20 年を超える場合> ● 相続権者全員の署名と押印のある同意書 <共通の添付資料> 土地名義人の出生から死亡までの戸籍謄本 (写し) ・お持ちであれば、相続関係図等も添付してください。

※戸籍謄本の取得には相応の費用がかかる場合がありますが、相続登記手続きの際にも役立ちますのでご容赦願います。